保護者の皆様へ

社会福祉法人

福寿会　ひかり保育園

平成２７年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

平成２７年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合わせいただければと思います。

「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払が行われています（この仕組みを[法定代理受領]と呼んでいます）。

・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成２６年内閣府令第３９号）第１４条第１項（第５０条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、平成２７年度の実績を御報告するものです。（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払等が発生するものではありません）